

「 」会則

(名称)

第1条 本会は「 」と称する。

(目的)

第2条 本会は を目的とする。

(活動)

第3条 本会は前条の目的達成のため、次のような活動を行う。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

(会員)

第4条 本会の目的に賛同する会員により構成する。

(会費)

第5条 会員は当年度の総会で定められた会費を納めなければならない。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。役員任期は1年とし、会員の互選により選出する。

- (1)
- (2)
- (3)

(事務局)

第7条 事務局を に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会が細則を定めることができる。ただし、会員の承認を得なければならない。